

議員提出議案第 16 号

深刻化の一途をたどる尖閣諸島周辺における中国の領海・領空侵犯に
対する抗議決議

このことについて、石垣市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 7 年 6 月 24 日

提出者 長 山 家 康

賛成者 仲 間 均

〃 東内原 とも子

〃 友 寄 永 三

〃 石 川 勇 作

〃 伊良部 和 摩

〃 登野城 このみ

〃 高 良 宗 矩

石垣市議会

議長 我喜屋 隆次 殿

理 由

中国公船による尖閣諸島周辺海域への継続的な領海侵犯、ならびに中国海警局艦載ヘリによる領空侵犯という一連の行為は、力による一方的な現状変更の試みであり、地域の安定と国際秩序を著しく脅かすものとして、強く抗議ため。

深刻化の一途をたどる尖閣諸島周辺における中国の領海・領空侵犯に 対する抗議決議

中国公船による尖閣諸島周辺海域への継続的な領海侵犯、ならびに中国海警局艦載ヘリによる領空侵犯という一連の行為は、我が国の主権を踏みにじるものであり、断じて容認できない。これらの行動は、力による一方的な現状変更の試みであり、地域の安定と国際秩序を著しく脅かすものとして、石垣市議会は強く抗議する。

とりわけ、本年5月3日には、中国海警局の艦船4隻が接続水域から我が国領海へ相次いで侵入し、そのうち「海警 2303」から発進した艦載ヘリ（Z-9 型）が、尖閣諸島・南小島周辺の我が国領空において約 15 分間にわたり旋回飛行を行った。これは明白な領空侵犯であり、航空自衛隊は那覇基地から F-15 戦闘機 2 機を緊急発進させて対応した。同日午前中には、日本人操縦による民間小型機が尖閣南側上空に接近する事案が発生していたが、中国側はこれを「自国領空への侵入」と一方的に認定し、当該ヘリの発艦を正当化している。しかし、海上保安庁の無線警告により当該民間機は即時に引き返しており、これは法に則った平和的行為であったにもかかわらず、中国は外交ルートにて「警告・駆逐」と主張し、日本を非難している。このような一方的かつ挑発的な対応は、偶発的衝突のリスクを増幅させるものであり、地域の安全保障環境を著しく不安定化させている。

さらに昨年6月7日には、機関砲らしき装備を搭載した中国公船4隻が、ほぼ同時刻に我が国領海に侵入した。第十一管区海上保安本部によれば、全艦が武装状態で領海に進入する事例は初めてであり、極めて異例かつ危険度の高い状況である。海上保安庁の退去要請にもかかわらず、これら艦船は長時間にわたって航行を続け、我が国の対応力の限界を試すかのような行動を繰り返している。

これら一連の行為は偶発的な事案とは到底言えず、組織的・計画的に主権の侵害を目的としたものであり、既成事実化を積み重ねて支配の正当性を主張しようとする「サラミスライス戦術」の典型である。また、海域から空域へと行動範囲を拡大し、民間航空機や漁船の接近すら妨げられている現状は、地域住民にとって看過できない脅威であり、我が国の「実効支配」の根幹を揺るがしかねない。

加えて、中国側は我が国の正当な活動に対して「挑発」や「侵入」などと一方的にレッテルを貼り、これを国際社会に発信することで誤認を広げ、自国の主張を優勢に見せようとする「認知戦」を展開している。このような情報戦略は、国際社会の秩序やルールに対する深刻な挑戦である。

私たち石垣市議会は、これらの行為を断固として非難し、貴国が地域の平和と安定、そして国際的信頼を損なう一連の行動を直ちに中止し、国際法に基づく責任ある対応をとることを強く求める。尖閣諸島は歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であり、石垣市の行政区域であり、いかなる力による現状変更の試みも認められない。

そして、これらの行為は単に一国の主権を侵すものにとどまらず、世界の平和と安定に対する重大な挑戦である。力ではなく対話による解決が求められる現代において、貴国の行動は国際社会の良識に背く暴挙であることを、ここに強く抗議する。

令和7年6月24日

石 垣 市 議 会

宛先 中華人民共和国国家主席、中華人民共和国駐日本国特命全権大使